東京「遷都」の政治過程

佐々木　　克

Ⅰ　遷都論の諸相
Ⅱ　首都への道
　1　大坂遷都建白と大坂行幸の意味
　2　大坂から東京へ
　3　東京行幸
Ⅲ　東京奠都の実態

Ⅰ　遷都論の諸相

幕末から明治初年にかけて，様ざまな遷都についての意見が出されているが，その中のいくつかを取り上げ，改めてその内容と論点について考えてみようと思う。

まず，尊攘派の巨頭平野国臣と真木和泉の意見からみて行こう。平野国臣は，文久二年四月の密奏「回天三策」[1]において，次のごとく述べる

……島津和泉滞坂中，綸命下リ，直ニ花城ヲ抜キ，彦城ヲ火シ，二城之城ヲ屠リ，同時一勢ニ率テ，和泉将師トシテ上京シ，幕吏ヲ追払ヒ，粟田ノ宮ノ幽閉ヲ解奉リ，参廷ノ上，聖駕ヲ奉シ，蹕ヲ花城ニ奉遷，皇威ヲ大ニ張リ，七道ノ諸藩ニ命ヲ賜ヒ，陛下親シク兵衆ヲ率ヒ賜ヒ……

また真木和泉は，翌文久三年七月，「五事建策」[2]のなかで，以下のごとく主張する

一，移蹕浪華事

大事業を為すには，必旧套を脱せざれば不叶，旧套を脱するには，従来之居を離れて事を簡易にすること第一義なり，孟子に，齊景公出居雪宮と申たること能々考ふれば，深き味あることなり，且浪華は天下の咽喉にて，金穀の聚まる所なれば，諸侯の権を攬るにも一の便あり，其うへ一歩進むの勢ありて，夷狄を御するにも亦余ほどの利あり，此一挙は必挙げさせらるべきことなり

尊攘運動の最盛期に出された，遷都についての意見であるが，両者には，大きなニュアンスの違いがある。平野国臣の意見は，『維新史』（文部省版）などで，幕末における遷都論の嚆矢である，と位置づけられているが，読んで明らかなように，遷都とは明言していない。「蹕（天子の行幸，その車の意）ヲ花城ニ奉還」とあるだけで，京都との関係には一切ふれていない

のである。天皇が京都から「花城（浪華＝大坂城）」に移り，そこで如何なる政治，どのような国家経営を始めて行くのか，おそらく平野には，そうした視点を持つには至っていない。平野の主張は，倒幕のための戦略として，天皇のとるべき行動について述べるところに，力点が置かれていた，と理解すべきである。

平野の意見が，きわめて戦略的であり攻撃的であるのにたいし，真木和泉は，政治的であり現実的である。同じく浪華へ「蹕」を移すことを主張するが，それは「大事業を為す」ためであり，そのためには「旧套を脱」する必要があると述べる。つまり，京都から離れるべきことが強調されるのである。その上で，地形的利，諸侯統御や対外関係の上での浪華の地の利を述べるのであった。すなわち真木の意見は，国家経営の視点を盛り込んだ，遷都論としての基本的な主張が展開されていたのであった。

文久２～３年の時点で，平野や真木の主張は，尊攘激派の同志の間においては，それなりに現実化への夢を抱いて語られていたことだろう。しかし，８・18クーデターは，これらの構想を，ひとまず砕くことになった。新たな遷都論が，現実化の期待と可能性とを大きくして登場したのが，慶応３年末，大政奉還後である。鹿児島藩士伊地知正治の遷都意見[3]を，以下に見てみよう。

一，縉紳家旧臭之座論，浮浪士之疎議，諸藩因循之私説，時務に通たりと頼べきものニ非す，何れ上下議事院之趣法，不相立候而者不済儀ト奉存候，乍去其制度之詳成ルハ，土人後藤如のものニ吟味被仰付可然御座候

一，夷人との応接ハ，至難之事故，恐くは堂上方是を武人斗ニ託センとして，再度朝権ヲ失ひ給候半歟掛念之至候，仍而勘考仕候ニ，夷人京師居住引続而，主上ニ拝謁を奉願ハ必定なれは，早ク此方ニ而浪華へ遷都之儀御治定相成度，主上御諒隠中ニは，外国人ニは御逢無之御国法之段被仰論置度，子細ハ宇内之形勢今日ニ立至候而は，今之京都ハ土地偏少人気狭隘堂々たる皇国ノ都地ニ非す，且又各国之王都を歴見し，江戸城をも見たる夷人をして，今之皇居を見セ候半ニハ，日本中尊卑ノ分ヲ不知ノ大恥，全世界ノ辱名と成へし，況追々御手外国ニ及候御時節ニ候得は，海辺ニ都し統伐御便利ニ御座候付，昔は三韓御征伐之時分ハ難波ニ都ヲ遷し給，又古人も人気之因循を抜ハ遷都ニ若くはなしと歟申居候，扨ハ今之本丸を皇居とし二ノ丸ニ百寮ヲ御設け，皇城ノ四方大諸侯ニ邸地を賜リ，邸外ニ砲基を構へ列藩之番兵是を守衛し奉リ，来年ノ九月ニは浪華之皇城ニ被遊御即位之時情ニ従而，不抜之御政事条理相立候ハバ，内治皇国外御百蕃皇威盛成ル日を数へて可奉待□（ママ）と奉存候（以下略）

伊地知正治のこの遷都意見の引用は一部分だけにとどめたが，冒頭部分で「朝廷将軍辞職を

御聞済ニ而徳川内大臣諸侯之上席ニ而被召置候様可有御座哉」と述べるように，書かれた時期は，大政奉還後，王政復古政変以前である。遷都の理由は，京都は「土地偏少，人気狭隘」で，各国の首都に比べても，また江戸城に比べても，現在の皇居は貧弱で，「皇国ノ都地」としては不適であること，また諸外国との交渉や将来の海外への進出を考えた場合，海に近い大坂が便利であること，等が主張されている。

以上が，京都から大坂への遷都の積極的な理由である。しかし同時に「縉紳家旧臭之座論」とか「夷人との応接ハ至難之事故，恐くは堂上方是を武人斗ニ託センとして，再度朝権ヲ失ひ給候半歟掛念」というように，堂上・公卿を批判した上で，「人気之因循を抜ハ遷都ニ若くはなし」と，明確に京都否定論を展開していることが注目される。さらに引用部分に続く本意見書の後半部では，公卿の禄制改革，朝廷「俸禄」を諸国よりの「歳費」で増額すること，大坂城における諸侯会議の席順，「天皇即位諸侯朝賀」，「天子崩御諸侯会葬」，「定額常兵」，「皇城海陸番兵」等々についても，新らしく制度を定めなければならないと，政体構想をも述べていた。

この遷都意見は，新しい国家構想を背景に，それを実現するための手段としての意味を持つものである。また，徳川慶喜が，将軍職を辞した以上，大坂城が持っていた政治的意味は大きく変化し，大坂城を新皇居とし，大坂へ遷都する，という構想は，きわめて現実性を帯びたものとなったのであった。この点においても，まず徳川氏との関係の改革――具体的には倒幕――を第1段とし，次の段階で大坂への遷都を実現しなければならなかった平野国臣や真木和泉の遷都論とは，大きな違いがあったのである。

かの有名な大久保利通の大坂遷都論[4]は，以下のごとく述べる。巨賊すなわち幕府勢力いまだ完全に鎮定するにいたらず，諸外国との交際も永続のための法が立たず，また国内にあっても諸列藩の方向さえ未だ定まらない，そのような現状では「復古之鴻業」はその中ばにもいたらないとのべ，この状況を切開くためには「数百年来一塊シタル因循ノ腐臭ヲ一新シ，官武ノ別ヲ放棄シ，国内同心合体，一天ノ主ト申シ奉ルモノハ，斯ク迄ニ有難キモノ，下蒼生トイヘルモノハ斯ク迄ニ頼モシキモノ，上下一貫天下万人感動涕泣イタシ候程ノ御実行挙リ候事」が急務中の最も急なるものであるという。

大改革を必要とする理由の「数百年来一塊シタル因循ノ腐臭」とは何か。「……主上ノ在ス所ヲ雲上トイヒ，公卿方ヲ雲上人ト唱ヘ，龍顔ハ拝シ難キモノト思ヒ，玉体ハ寸地ヲ踏玉ハサルモノト，余リニ推尊奉リテ，自ラ分外ニ尊大高貴ナルモノヽ様ニ思食サセラレ，終ニ上下隔絶シテ，其形今日ノ弊習トナリ……」，すなわち，天皇と公卿のあり方であった。では何をなすべきか。「玉簾ノ内」に在って，人間ばなれのした存在となってしまった天皇を，内外の情勢にうとく，孝明天皇を極端な攘夷主義者に育ててしまった，ほとんど政治的に無知に等しい，尊大な公卿や女官の手からうばい，少数の従者をつれて国中を歩いて人民に接する外国の帝王

のような，そのような生きた存在として，真に「民ノ父母タル」べき人格をもった天皇にしなければならない，という。それを実現するためには，遷都が必要であり，更始一新の機会としなければならないと主張するのである。そして最後に「遷都之地ハ浪華ニ如クヘカラス，暫ク行在ヲ被定，治乱ノ体ヲ一途ニ居ヘ，大ニ為スコト有ヘシ，外国交際ノ道，富国強兵ノ術，攻守ノ大権ヲ取リ，海陸軍ヲ起ス等ノコトニ於テ地形適当ナルヘシ」と，言葉少なに大坂への遷都をのべたのであった。

この建白は，明治元年（1968）1月19日から22日までの間に成稿となったと考えられるが，すでに鳥羽・伏見戦争で徳川慶喜が敗北し，大坂城は新政府のものとなり，大坂の地も政府直轄地となったこの時点において，大坂を遷都の地とすることに関しての，政治的，戦略的条件には，何ら障害がなかった。なぜ大坂なのか，多く語ることを要さなかったのは，この時点で，「急務」たる遷都を実行するならば，大坂以外の地は考えられないということであろう。むしろ遷都の障害となるのは，天皇であり公卿であり女官であった。だからこそこの建白は，遷都論でありながら，天皇論＝朝廷改革論を，熱っぽく述べなければならなかったのである。平野，真木そして伊地知の遷都論と決定的に異なるのは，まさにこの点にあったのである。

次に前島密の江戸遷都意見について触れようと思うが，この意見がいつの時点のものなのか，必らずしも特定されているとは云えないので，まずこの点について考えを述べておきたい。

前島密の伝記『鴻爪痕』（大正九年刊）には，同じ江戸遷都意見が二個所に掲げられている。一つは同書「夢平閑話」（12頁以下）に，もう一つは「自叙伝」（70頁以下）中にである。「夢平閑話」は，前島の談話を吉田東伍が筆記したもので，明治25年（1892）「読売新聞」に連載したものであり，遷都意見は，同新聞5706号（25年6月5日）に掲載された。前島の遷都意見が，一般に広く紹介されたのは，これが最初と思われるが，この時点で大久保利通に呈した原本も，また前島密が持っていた写しも，「自叙伝」で「虫食に供して湮没」と記すように，すでに失なわれていた。従って，「夢平閑話」の江戸遷都意見というのは，前島の記憶をもとに復元したものであり，あるいは多少吉田東伍の潤色がなされているかも知れない。「自叙伝」に掲げられた遷都意見も，この「夢平閑話」からの引用であり，これが現在前島密の江戸遷都建白として知られているものなのである。

さて建白書の日付であるが，「夢平閑話」では，「明治元年三月十日」と記している。ところが，大正3年冬に記した「自叙伝」では，なぜか「明治元年三月某日」としているのである。これはどういうことなのだろうか。まず「自叙伝」中の，建白書が書かれた前後の事情からみておこう。

「東北の形勢日を逐うて不隠なりとの報頻々たり。果して然らば内憂外患愈々大ならん，何とか鎮定の方策無かるべからずと思慮せし際，故大久保利通卿の遷都論を読みて，賛歎敬服したるも，遷都地を大阪と指定したるを見て之に服せず，以為らく遷都の地は必然江

戸ならざる可らず，是唯帝国永遠の大猷たるのみならず，現時東北の動乱を鎮定するの大策なりと。是に於て建言書を呈せんとして其稿を起し卿に面議せんと企図したれど，道路塞りて行くべからず。加之江戸飛脚便も亦阻絶したれば，建言書を送らんとせしも之を奈何ともすべからず，慨歎して空しく数日を過せり。時に英国公使パークス氏が国書捧呈の要務を以て大阪行在所に発行せんとする由を聞きたるを以て，野口某（東海道某駅に於て英国公使の訳官サトー氏の危険を救ひ，英国より賞品を受けたる人）の紹介に依り，彼のサトー氏（後に本邦駐在公使となる）の斡旋を求め，同公使に扈従して大阪に赴くことを得たり。然るに英国公使の大阪滞在は数日に過ぎずして，而かも大久保卿は京都に在りたれば，遂に卿を訪問して面議するの機会を得ず，已むを得ずして携帯せる建言書を封緘し，使丁を遣りて之を送呈せり……」（66頁）

前島は英国公使パークスに従って大坂に赴いた。パークスが大坂で，行幸中の天皇に国書＝信任状を提出したのは閏４月１日である。パークスとアーネスト・サトウが横浜を出帆したのは，４月22日である。前島の「自叙伝」によれば，江戸遷都建白を起草したものの，「道路塞り」また「江戸飛脚便も亦阻絶」したために建白書を提出することが出来ず「空しく数日を過した」あと，幸いパークスと同行することが可能となり，ようやく大坂に行くことが出来，大久保の許にとどけることが出来たのであった。空しく過した数日と，横浜出帆までの経緯にどれだけの日数を計算すべきか判断に迷うところであるが，建白書の内容から考えても，この建白は，４月11日の江戸開城後，４月20日頃までに書かれたものと考えておきたい[5]。

建白書は次のごとく述べる。「……遷都の地を江戸に定めらるゝの大英断有之，鳳輦東下の大令一下せば，忽ち関東奥羽の山壑は霜雪消融して春風和気を発すべく，群生歓呼万歳声裡に鳳輦を迎へ奉る準備に取掛可申候」そして「副陳書」において，「大政府所在の帝都は帝国中央の地ならんを要す，蓋し蝦夷地を開拓の後は江戸を以て帝国の中央とせん……此開拓事務を管理するは江戸を以て便なりとす，浪華は甚だ便ならず」等と，遷都の地としては，大坂より江戸が適切である，と具体的に主張していた。

前島の「副陳書」の引用は省略するが，要点はつぎの諸点にある。(1)江戸を，蝦夷地をふくめた日本全体の中央に位置づけ，蝦夷地経営の計画と首都の役割を結びつけていること。(2)将来の大型船化を予測し，ドックの設備を考えつつ，かつ江戸湾の防備上の配慮をしていること。(3)地勢や都市構造の問題点は勿論，さらにそこに都市景観の視角をも取り込んでいること。(4)全体として，首都というものを，国内的な視点で考えているだけではなく，国際的な視野のなかでとらえていること。以上である。

江戸城を「宮闕（＝宮城）」とする，あるいは「諸侯の藩邸」を「官衙」とするというように，前島の江戸遷都論は，明らかに江戸開城という現実をふまえて記されていると考えられる。それゆえ，首都の地を選ぶ自由が広くなっていたし，江戸にという発想も容易になっていたであ

ろう。平野や真木そして伊地知の遷都論には，ニュアンスの違いはあれ，倒幕という戦略論がまとわりつき，また大久保の遷都論も，中心テーマが天皇論ではあったものの，やはり大坂親征という戦略が背景にあった。これに対し，前島の意見には，戦略論の色がきわめて薄いといえよう。すなわち，遷都論であることは云うまでもないが，むしろ，都市行政論的構想を持った首都論であった，とその特徴を指摘しておきたいと思う。

前島の建白は，恐らく大久保利通の胸中に秘められ，政策や政局の表層に浮び上ることはなかった。かわりに，前島とほぼ同じ頃，閏4月1日に，大木喬任が岩倉具視に呈した，江藤新平と連名による「東京遷都論」が政府部内の大きな問題となったのである。その建白書[6]の主要部分は以下のごとくである。

> 慶喜ヘハ成丈け別城ヲ御与ヘ，江戸城ハ急速ニ東京ト被相定，乍恐天子東方御経営御基礎之場ト被成度，江戸城を以東京ト被相定，行々之処ハ，東西両京の間ダ鉄路ヲも御開キ被遊程ノ事無之而ハ，皇国後来両分之患ナキニもあらずト被考候。且東方王化ニソマサル事数千年ニ付，於当時も江戸城ハ東京ト被相定候御目的肝要ト奉存候。是ハ策略モ謀計モ入ラザル事ニ而，公明正大ニ皇国之振合且皇威煌揚之基礎より，後来ノ患慮等マデ，腹心ヲヒラキ慶喜ヘ御諭シ相成候ハヾ，必然慶喜拝承心服可仕候，於是右之通リ，公然御普告，江戸ヲ以東京ト被相定候ハヾ，東方之人民モ甚安堵大悦可致候，去らバ皇威ヲ光張シ，東方ヲ鎮定シ後来ヲ維持ス，此レ是ノ間御処分如何ニ極リ可申候，如此ハ其関係甚大ナリトス，深ク御考量奉希望候，鳳輦御東下無之而ハ，此機会去リ可申歟……

建白書の要点は，(1)江戸（城）を東京と定める。(2)東西両京とする。(3)鳳輦東下＝天皇が東京へ行幸し，東方の経営にあたる。以上のところにある。この建白書は，一般に東京遷都論としてよく知られているところであるが，実は「遷都」という表現はどこにもないのである。即ち，江戸を西の京＝京都に対する東の京＝東京とするという，いわゆる東西両京＝両都論であって，京都から東京へ，という遷都論ではなかった。伊地知正治や大久保利通の大坂遷都論は，京都を否定する，という発想が根底にあった。しかし大木と江藤に，そうした京都否定論は無かったのである。建白の文脈は，「鳳輦東下」＝東京行幸によって，関東，奥羽越地方の平定と戦後の経営を考えるという，戦略的な意図を第一義とするものであったといえよう。

さてこの建白書は，大木喬任と江藤新平の連名で岩倉具視のところに提出されたものであるが，その辺の経緯を大木は以下のごとく記している。「……前ノ四月下旬，江藤新平関東よりかへる。（江藤時三条公ノ為ニ関東探索ニ出デ，カヘル也）。関東ノ時情困難なるヲ聞ク，慨歎ニタヘズして，左之書付（建白書のこと＝引用者）ヲ認メ，岩倉輔相ニ上ル」[7]。すなわち，大木が江藤新平から江戸開城後の状況を聞き，必ずしも関東の平定が順調に進んでいないことを慨歎し，

その対策として書かれ，大木によって岩倉に提出されたものであったことが判明する。そして建白書の草案を見るかぎり，本文を書いたのは大木喬任で，江藤新平が部分的に手を入れ修正したものであるように見える。

ところで，この建白は，なぜか江藤新平に引きつけて，彼との関連で語られることが多かった。おそらくそうなったのは『維新史』（文部省，昭和16年刊）の記述が，あたかも江藤新平が起草し，提出したかのごとくであることによるのではないかと思われる。しかし『維新史』（第五巻）の記述は適正ではない。『東京奠都の真相』の著者岡部精一が，明瞭に「大木の意見」[8]と記すように，この建白書に関しては，江藤ではなく，大木喬任をその中心人物とみなすべきであろう。

以上これまで，遷都論の主要なものをいくつか見て来たが，いづれも歴史的情況に対応した，まさに時代の産物であったことがわかる。前島密の江戸遷都意見も，3月10日ではなく，江戸開城後に書かれたものであることを前提として，始めてその意味がリアルになるのである。

Ⅱ　首都への道

1　大坂遷都建白と大坂行幸の意味

明治元年（慶応四年）1月17日，大久保利通は総裁有栖川宮に「主上行幸被促八幡御参謁，自夫浪華御巡覧，其儘行在ト被相定，朝廷之旧弊御一新」すべきこと，そうでなければ「朝廷之御基本」が確立することは難しいことをくり返し言上し，ようやく納得した旨の返事を得た[9]。

天皇が浪華に行幸し，そのまま大坂の地に「行在（行在所＝巡幸の時などの仮の宮）」を定めるというものであるから，この時はたして大久保は遷都とまで言ったかどうか。幕末，文久3年に，賀茂社，石清水八幡宮への行幸が実現するまで，慶安4年（1651）以来200年余も天皇の行幸は幕府によって禁じられて来た[10]。遠い浪華への，遷都ならぬ行幸であっても，有栖川宮にとっては充分過るほど過激な大久保の発言であったにちがいない。

翌18日，大久保は広沢真臣と話し合い，二人で岩倉具視と会い，「遷都」の件を言上した。そして岩倉の要請で，翌19日，有栖川宮と三条実美に大久保と広沢が同道し「遷都」について言上した。また同日，後藤象二郎と由利公正にも話し，同意を得た。薩長土越の実力者と公家の実権者そして政府のトップとの間に，一応の合意が成立していたのである。

23日，上議事所において，大久保，広沢，後藤の三人が「遷都」について言上した。しかし「衆評不決」[11]であった。答が出なかったのである。この時点で，太政官代における上議事所に出席を許されるメンバーは，以下の総裁・議定であった。有栖川宮，小松宮，山階宮，中山忠能，正親町三条実愛，中御門経之，長谷信篤，岩倉具視，三条実美，聖護院宮，徳大寺実則，

知恩院宮，島津忠義，徳川慶勝，浅野茂勲，松平慶永，山内豊信，伊達宗城，細川護久，以上，宮と公卿12，諸侯７の計19名であった。宮と公卿では，有栖川宮，中山忠能，正親町三条実愛，岩倉具視，三条実美らが当日の会議に出席していたことが確実で，諸侯では，松平慶永，山内豊信，伊達宗城が出席していた。

この日の議事の内容については，よくわからない。ただし，伊達宗城は「同意」の発言をした旨日記に記している[12]。また松平慶永と山内豊信は，内外混乱の節に「玉座」を動かすことは火急の事ではない，と反対した模様である。有栖川宮，岩倉，三条，そして伊達宗城と，遷都への同意者があったのに，何故この日の会議で何らかの決論が出なかったのか，という疑問が残るが，この点については後にふれようと思う。欠席者には同夜下問があった。細川護久は，留守居を通じて口上で，人心の動揺が静まったところで，衆議によって決すべきであると述べた[13]。遷都に最もはげしく反対したのが，久我建通であった。遷都は薩長が私権を張るための陰謀であるという。かつての大和行幸案（文久３年）や王政復古クーデターの際における天皇動座計画等を考え，同じ発想ではないかというのである[14]。久我はおそらく，公卿，諸侯へ働きかけたのではないだろうか[15]。26日，伊達宗城は遷都案については「満朝不同意」[16]となった，と日記に記していた。

大坂への遷都は否定された。しかし大久保と岩倉は，同時に二の矢を用意していた。岩倉は「神武御創業ニ被為基候而大御活断ヲ以テ諸事御処置可被遊候御時節ニ候得は，断然ト親征之大典ヲ御挙行被為在度……聖上御躬親ラ万卒ニ先チ御苦労被為在候而，先ツ摂海ニ親臨，軍艦ノ運転砲銃ノ作用等御点検被為遊……」[17]と，大坂＝摂海への親征行幸を主張した。27日，下の参与を召集した岩倉は，三道鎮撫軍に加え，海陸より関東征討のため大軍を派兵する必要があると説いた。28日，朝議は天皇の大坂親征について議し，１月29日，「浪華行幸」が朝議で決定した[18]。大久保が国元の蓑田伝兵衛へ送った２月１日付の手紙では「浪華遷都之議を起し……日夜手を尽し」たが実現の運びとならない，しかし「大政親臨，万機を被為聞食，戦地巡狩，浪華行在，親征を以大ニ軍議を起され，列藩へ号令を降し，天下之兵を促，海陸軍を推，巣窟ヲ挫候丈之処ニハ大略御治定，必す行れ可申」[19]と，遷都はだめであったが，大坂親征行幸は実現の運びとなったことを伝えている。

勿論これに対しても反対論はあった。天皇はあくまでも宮中の奥深くあるべきである，と主張する蜂須賀茂韶[20]は論外として，松平慶永は，親征や遷都など「多端曖昧」である，遷都の事なら「諸侯会議」の上で決めるべきであり，親征ならば「将軍宮へ御委任」が当然であろうと反対の意志を表明していたのであった[21]。また，２月３日天皇が二条城の太政官代に行幸し，親征の令を発したその前日，彼は三条実美と岩倉具視に，天皇の二条城行幸は「微士イマダ不賜官爵（位階＝引用者）者御前近ク罷出候而は恐懼」[22]であるから見合せたいと進言し，また「天皇イマダ幼冲，乍恐菓子等御持参御慰ニ相成，今後ノ臨幸御進ミ被遊候様致度」[23]とも述べ

ていた。松平慶永の天皇観は，菓子につられて喜んで臨幸する幼い天皇であり，しかし，にもかかわらず，大久保利通ら無位無官の者が側に近づいてはならぬ恐れ多い存在なのであった。またそれゆえに，遠く大坂などへ親征すべきではなく，軍事は征討大将軍である仁和寺宮に任せておけばよい，と主張するのである。

松平慶永は，ほとんど完璧にまで，大久保や岩倉の意図や発想を理解していない。大久保や岩倉は，幼い天皇が，王政復古の理念である天皇親政を身をもって体現し，そうした天皇へ大変身をとげること，そのためにこそ大坂親征＝親政行幸が必要であり，出来ることなら遷都をと考えたのであった。松平慶永の考えは，これとは対極にあることがわかるであろう。その意味でも，伊達宗城が遷都にしろ行幸にしろ「大御変革，旧習御一洗之目的無無座候而は，サワギ丈無益」[24]と述べているのは，的確に大久保や岩倉の真意を見抜いていたのであった。2月，大久保は宮廷改革意見を岩倉と三条に述べる。それは(1)天皇が「表之御坐」に親臨し万機を親裁すること，そして，表には「女房出入厳禁」とすること，(2)毎日総裁以下議定参与に「御目見」すること，(3)侍読を置き内外の形勢について勉強すること，(4)馬術や調練，といった内容のもので，それを「行幸ヲ一機会トシテ断然御施行」[25]する，というものであった。まさに伊達宗城が言う「旧習御一洗」である。かつての孝明天皇の日常を考えるなら，この大久保の改革プランが，どれ程革命的なものであったか，恐らく徳川慶喜の大政奉還よりも，朝廷＝公卿にとっては衝激的なものであったに違いない。そしてこの改革は，行幸あるいは遷都を機会としなければ，すなわち京都＝朝廷を離れなければ，ほとんど実現は難しかったのも事実であった。

ところで，大久保は大坂遷都の建白で，遷都は「今日寸刻モ置クベカラザル急務」であると述べていたが，はたして彼は，遷都がすぐに実現する可能性があると思っていたであろうか。状況判断にすぐれた大久保が，楽観的であったとは思えない。むしろ，王政復古が実現して，再び江戸から京都へ首都が移ってからわずか一カ月余の段階で，さらに大坂に都を移すということが，如何に至難の事であるか，大久保や岩倉でなくとも誰もが考えることであろう。にもかかわらず，大久保があえて大坂遷都を建白したというのは，以下に述べる理由があったからではなかったか，と私は推測している。

(1) 大久保の建白は，大坂への遷都に最大の目的＝力点が置かれていたのではなく，朝廷政策＝天皇論にその核心があった。なぜ大坂でなければならないか，その利点等について多くを語らないのはそれ故である。当時点としては，遷都するならば，常識的に考えて大坂が最も適当であることは云うまでもない。多くを語らなかったのはそのせいでもあるかも知れぬが，あえていえば，朝廷改革が実現するならば，大坂でなくてもよいのである。

(2) 大坂遷都論が，公家や諸侯の一部から反対されることが，充分に承知の上だったとすれば，大久保の政治家としての能力とキャリアから考えて，遷都に代る次善の策を用意していた，

と見るべきである。すなわち，遷都案がだめなら大坂行幸をと，当初から二段がまえの戦略だったのではなかろうか。まず遷都という衝撃的なストレートを投じ，次の行幸という柔らかなカーブで誘いをかける，という策戦である。結果として，大久保の意図は見事に的中というところではなかったであろうか。朝廷改革の第一歩が，大坂行幸を機に実現するのである。この点については，また後で述べたい。

(3)　大久保の意図が天皇論＝朝廷改革にあって，具体的には，天皇自身の生活改革そして改革のための公卿，女官勢力の排除，ということは先にも述べたが，今ひとつ天皇と政治およびその組織について考えるべきことがある。それは天皇親政ということについてである。王政復古の理念の一つが，天皇親政であったことは云うまでもないが，しかし天皇親政は，大坂遷都建白の時点では，まだ実現していない。当時の政府機関は三職七科の制であるが，国家の最高意志決定にあづかるのは三職（総裁，議定，参与）であり，この体制は閏４月21日発布の政体書にもとづく官制まで続いた。三職制の最高位である総裁は，三職分課の規定では「万機ヲ総裁シ，一切ノ事務ヲ決ス」とある。すなわち，天皇ではなく，総裁有栖川宮が「万機ヲ総裁」する体制であり，天皇親政ではなかったのであった。天皇の政務の一つである三職会議への出席も，王政復古直後の12月９日夜の小御所会議に出て以降，翌年２月３日の二条城太政官代へ行幸し，親政と大総督設置について議した三職会議まで途絶えているのである。すなわちこの頃「天皇は，まったく，形式的な地位におかれていた」のであった。このような政治体制を，原口清氏に倣って，「総裁制三職」[26]体制と呼んでおくが，この体制下では諸侯の発言力が強く，討幕派の意志は，必らずしも貫徹するとは言えなかった。たとえば，大久保の遷都案が否決されたことや，徳川慶喜の寛典処分あるいは東征さえも中止しようとの意見が強く出されて来ることが，それを示している。以上の事実を背景に，大久保の遷都意見を見ると，彼の天皇論＝朝廷改革の核心は，天皇親政＝親征の実現にあったことが明らかになって来る。

以上のべて来たように，大久保の大坂遷都建白は，遷都すること自体に意味があるものではなかった。手短かにいえば，遷都あるいは行幸を機に，朝廷改革＝天皇親政を実現しようとしたものであった。勿論，天皇親政体制の実現のためには，制度改革が必要となるし，天皇個人も父の孝明天皇を大きく超える必要があった。これも同じく，大久保の意図したところであることは，云うまでもないことである。大坂遷都建白と大坂親征行幸意見は，前者が否定されてその代案として後者が主張された，というものではないように思える。それは恐らく，先に述べたように，当初からの計画の中にあり，両者は１セットと見なして理解した方がよいのではなかろうか。

なお，これまで大坂遷都建白と大坂親征行幸意見を，主として天皇論＝朝廷改革論の文脈で読みかつ説明して来たが，これが同時に，戊辰戦争（この時点では東征）遂行のための，重要な戦略の一つであったことは云うまでもない。しかしこの点に関しては，すでに多くの研究蓄積

があるので，ここでは触れないことにしたい。

1月29日，大坂への行幸が，太政官代（議事院）の議事で決まった。2月3日，天皇は太政官代へ行幸し，総裁以下，議定，上下の参与を集め「親征の令」を発した。これが王政復古クーデター以後，群臣を前にしての，初めての政治行為であった。2月9日，東征大総督以下を任命，同日，大坂への親征行幸を令した。なお大久保利通日記によれば「太政官代」[27]をも大坂へ移すこと（行幸中）を決した。2月24日，大坂行幸を3月5日と内定。しかし，3月2日，延期の旨を布告。3月11日の大久保の日記には「行幸御日限之義，甚六ケ敷御模様」と記された。反対派とその理由は，先の遷都建白とほぼ同じである。そしてようやく3月21日，天皇は親征大坂行幸に出発したのであった。京都還幸は，閏4月8日。

2　大坂から東京へ

大坂へ親征行幸し，本願寺別院を行在所としていた天皇に，4月9日，大久保利通は初めて拝謁した。大久保は「絶言語恐懼之次第，余一身仕合候，感涙之外無之」[28]と大感激していた。パターン化された表現が気になるところであるが，言葉の少ないのが彼の日記の特徴でもあるから，これ以上は大久保の内面には立入らないことにする。ともあれ，無位無官の者が，公的な場で天皇と面会するということは未曽有のことであったことは確かで，これは行幸の場であったからこそ可能となったのである。おそらく京都の朝廷にあっては，この時点での大久保の拝謁は難かしかったであろう。その意味で，これは朝廷改革の突破口の一つであったし，大久保の意図――遷都もしくは親征行幸――は成功したとみてよいだろう。

天皇が一度遠く大坂まで動いたということは大きな意味を持った。4月16日の木戸の日記によれば，以後天皇は「四方」に「自由に行幸，浪華へ屢行幸」[29]すべきであると三条実美らに語ったことが記されている。天皇は動きやすい，否動かし易い存在となっているのである。閏4月4日，京都への還幸が布告されるとともに，以下のような天皇の意志が表明された。木戸の意見，構想の実現であった。

まず，徳川慶喜が伏罪し江戸城が平定されたことを先霊へ報告するために京都に還幸するが，以後の動静によっては「直ニ御親征」する場合もあると述べ，ついで，「以後，屢浪華ニ行幸，官代ヲモ被為置，万機御親裁，内外之大勢御統馭被為遊候叡慮」[30]であることが明かにされた。重要なのは「万機御親裁」である。天皇親政の意志表示である。天皇親政は，閏4月21日，以下のように公式に布告[31]された。政体書発布と同じ日である。

> 主上御幼年ニ被為在，是迄後宮御住居ノ御事ニ候処，先般御誓約ノ御旨趣モ有之候，旁思食ヲ以テ，以来表御住居被為遊，毎日辰刻御学問所へ出御，万機ノ政務被為聞食候間，輔相ヨリ遂奏聞候様被仰付候，尤時々八景ノ間へ臨御モ被為在，御政暇ニハ文武御研究，申

ノ刻入御ノ御順序ニ御治定被仰出候事

天皇親政宣言である。同時に，政体書による官制で，それまでの総裁は廃止となった。新たに設けられた輔相職は，天皇を輔佐して議事を奏宜し，国内の事務を督し，宮中の庶務を掌る，というものである。輔相の権限は絶大のように見える。いわば，宮中，府中の権を握っているのである。しかも，輔相には三条実美と岩倉具視の，二人の公家出身の最大の実力者が就任した。三条が長州藩と，岩倉が薩摩藩と，それぞれ太いパイプで結ばれていたことは，改めて述べるまでもない。「幼若」の天皇[32]は，公卿や女官あるいは諸侯の庇護を必要としない，今や独立し親政を行う存在となったのであった。そして親政する天皇を，輔相の三条と岩倉が輔佐する体制が出来上った。木戸や大久保，長州や薩摩は，輔相を通じて直接に天皇に働きかける，あるいは動かすという体制が，官制上，制度上整ったことを意味していた。三権分立思想を盛り込んだと云われる政体書の，もう一つの顔は以上のごときものだったのである。そしておそらく，先に引用した木戸の日記，４月16日の条「前日之議を論し，終に制度一変之議を決す」とあるのは，上述の事がらを指すものであったと読み取って，間違いないのではなかろうか[33]。

天皇の大坂親征行幸は，３月21日から閏４月８日まで，一カ月余であったが，この間において，大坂への遷都という意見が依然としてあったのかどうか，史料的に判断不可能である。しかし，４月16日の木戸日記に「浪華へ屢行幸」とあるのを見ると，大坂は行幸する地とみなしているようで，従ってこの頃には大坂遷都は現実性を持たなくなっていたと解される。ではなぜそうなったのか。理由の一つは，遷都によって達成されるべき最大の課題である天皇論＝朝廷改革すなわち天皇親政が実現の方向に動いていたからである。つまり，緊急の遷都も，また無理して遷都を決することも，必要がなくなっていたからであった。第二の理由は，江戸開城（４月11日）によって新しい状況が生じたことによる。

江戸開城以後における政府の最重要課題は，徳川処分，とくに徳川氏の封地を，旧のまま江戸に置か，あるいは駿河その他に移転させるか，ということにあった[34]。閏４月６日以後，江戸から上京した西郷隆盛を加えて，連日この問題をめぐって朝議がなされた。徳川氏をそのまま江戸城に，とする説は松平慶永に代表される。すなわち，駿河は徳川氏にとって旧領でもなく墳墓の地でもない，従ってもし移封を強行するなら，再び戦争が起りかねない。また広い江戸は徳川の家臣でさえ統轄が行届きかねる面もあったのだから，大総督以下の100人に足らない政府軍政官では，統治はとうてい無理である，というものであった[35]。止戦と徳川氏への寛典は松平慶永のくり返し主張して来たことであるが，江戸開城後，江戸，関東経営に悩む政府の苦境をみてとった上での彼の発言は，政府にプレッシャーをあたえるに充分で，朝議もなかなか決しなかった。

しかし大久保利通は，閏４月６日～９日頃のものと推定される建言で，徳川方の「一言ノ歎

願トイヘトモ」採用することなく，「朝廷断然之御決議」で不退転の決意で「東京ノ説ヲ以駿府へ移封」[36]と主張していた。ここで注目すべきなのは「東京ノ説」という表現である。江戸あるいは関東の話という意味ではないことは云うまでもない。即ちこれは，江戸を東京＝東の京とする説，という意味である。徳川氏を移封したあと，江戸を西の京都に対する東の京とする案なのであった。同じような主張は，閏４月12日の福岡孝弟の江戸を「東都」とし，ゆくゆくは「天皇御親臨，東都行在トモ可被成」[37]とする建言にも見られる。またすでに述べたように，閏４月１日の大木喬任と江藤新平のいわゆる「東京遷都」建白も，まったく同じ文脈であった。

以上のような意見は，将来あるいは結果として東京「遷都」につながるが，当時点では厳密な意味で遷都論ではない。明らかに東西両都論である。そしてこれらの主張は，戊辰戦争の遂行，具体的には徳川処分を含めての江戸―関東経営という目的，すなわち戦略と密接な関係のもとに主張されていたのである。その意味でも，前島密の江戸遷都論とは，大きな違いがあった。むしろ，閏４月22日の「太政官仮ニ江城ニ御設有之度候事」「鳳輦江城ニ行幸，揆乱興政万民撫恤之御基本ヲ被為立，彼地ヲ以テ東京ト被定候事」[38]とする総督府大監察北島千太郎（秀朝）の意見に連なるものであった。

こうして，「東京」がクローズアップされ，天皇の江戸＝東京への行幸が，新たな課題となったのであった。大坂への遷都は，すでにここで昔の物語りとなったのである。ここで問題となって来るのは，天皇の東幸が，いかなる形，どのような名目（実体をともなう）で行われるのか，ということである。

3　東京行幸

５月９日，天皇親臨の三職会議で「今般断然トシテ，親ク伊勢熱田両宮ニ詣シ，神明ニ誓ヒ，夫ヨリ速ニ東征シテ，一，二月ヲ出スシテ奥羽鎮定……」[39]という，親征の勅旨が出された。この勅旨は，５月15日の上野戦争以前のものであり，また，５月３日に正式結成となった奥羽越列藩同盟の詳細な情報もまだ入っていなかったと思われるので，これを具体化し，いつ実行するのか，というような政治日程にかかわるものではなく，天皇の戊辰戦争に対する決意を表明したもの，と理解した方がよいように思える。

すなわち，奥羽越列藩同盟に加盟した東北，北越の諸藩（奥羽25藩，北越６藩）のように，現実に新政府から離れがちになり，あるいは反抗し，さらに他地方でも，同盟に同情したり，同調しようとしたりする諸藩があったわけであるから，そうした諸藩＝諸侯に思い止まらせ「新政府側にひきつけるための道具」[40]としての意味を，この勅旨は持っていたのである。もっとも，親征を具体化しようにも，東北，北越の戦局はこの後に本格的段階となり，暫くは勝敗は予断を許さないような状況であったから，実際問題として，親征東幸はすぐには無理であった。

しかしながら，政府部内では，引続いて検討されていたことは，6月11日に，木戸孝允と岩倉具視が「東幸の密事を熟議」したことや，「至尊御軽装に而俄に東武城江行幸被為遊，東国一同之御所致も可被為在御内議」[41]があったことなどの記録によって明らかである。軽装での行幸であり東武（江戸）城への行幸であるから，この時点まで，親征東幸が検討されていたと考えられよう。

6月19日，木戸孝允と大木喬任に，以下のような勅書[42]が渡された

以江戸東京ト被定之儀より，件々遠大之御内慮被仰含候通，速ニ東下大総督宮，三条輔相等ニ遂評議候上，復奏可有之候……

そして翌20日，木戸と大木は江戸へ出発した。大久保利通も，すでに6月6日，江戸へ向っていた。大久保は6月21日，木戸は25日に江戸に着いた。東幸について，木戸，大久保が，江戸の情況を自分で把握した上で，在江戸の三条実美らと相談して決せよ，ということであった。

6月27日，木戸，大久保，大木，大村益次郎は江戸城で三条実美と東幸について評議した。その日，木戸の日記[43]は，次のように記録する。

朝，大久保，大村，大木諸氏と我居に相会し，此度之要件を密議す，大略一に帰す，因て又一同謁条公細に評議す，別に無異論，実に御東幸の一件は，辱くも至尊御宸断にて今日の機に当り平定の際に至りては，百の賞罰其他大所分親しく御裁決在らせらるゝの思食，神州大興起の御基真に于爰相関せり，依て御一決の上は，迅急帰京復命せん事を思ふ……

木戸，大久保，大木，大村が前もって「密議」し意志統一をした上で，三条と面会し衆評した。三条は同意する。東幸は，ここで最終的に決した。もう東幸それ自体が，くつがえることはない。問題は，東幸の内容であり東幸の目的であった。しかし，それにも決着がつけられた。「百の賞罰其他……親しく御裁決」であると。三条実美は，よりくわしく以下のように「奉答書」[44]で述べる。

木戸準一郎大木民平両人，東下被仰付御内慮之御旨，詳悉拝承，誠以不堪感激敬奉仕候，御親征之儀者，時機当否如何トモ存候間，先般愚意及建言候処，御親征之儀ニ無之，関東平定ニ付而ハ御東幸之上，大ニ皇基ヲ被為立，賞罰之二柄，専御親裁ヲ以テ，御処分被遊候聖意ニ被為在候ハヽ，元ヨリ臣等之仰望仕候事ニテ，関東数万之生霊ヲ御救済被遊候道モ他ニ無之，随而人心之鎮定モ，此一挙ニ可有之ト奉存候，然上ハ断然御決議被遊，速御発輦，東方疾苦之人民ヲ御撫恤被為在，王化宣布皇威更張之御大略ヲ被為建候様，奉仰願候，御下問ニ付，鄙意奉答此如御座候，実美誠惶誠恐頓首謹言

ここで最も注目すべき点は，「御親征之儀ニ無之」と〈親征〉を否定し，「賞罰之二柄専御親裁」と〈親政〉であることを強調していることである。すなわち，東幸は関東の人心を「鎮

定」し，東方疾苦の人民を「撫恤」し，「王化」を「宣布」し「皇威更張」するためのもの，と位置づけられたのであった。云いかえれば，天皇は〈親征〉する者から〈親政〉する者へと，武力のシンボルから平和と統治のシンボルへと，明瞭な転換がなされたのであった。

28日には「東京」および関東の統治機構について評議した。ここでも，軍政と民政が明確に区別される。それまで置かれていた江戸鎮台と関八州鎮将が廃止され，新たに鎮将府が設置されることになった。鎮将（鎮将府長官）には三条実美が就任するが，その職掌は「関以東政務委任」である。そして大総督府長官の大統督宮有栖川熾仁は「東国軍事委任」というものである。また「東京府」設置もこの時に評議された。大久保の日記には「東京御発表之上ハ東京府と御布告之事」[45]とある。彼らの次の課題は，「東京」の発表と「東幸」の公表であった。

7月7日，木戸は京都に帰り，岩倉を訪い，江戸での評議の模様を「大事相決する処を逐一言上」した。7月15日には，江戸を東京と称する決議案も出来ている。「東京」と「東幸」は，少くとも木戸や大久保らの間では，密接不可分の関係にあった。しかし松平慶永は「東京」には同意するが「東幸」に対しては「急速ノ儀ハ決シテ可然トハ不奉存」[46]と抵抗する。だがともかく，7月17日，東京設置の詔書が出された。周知のものであるが，以下に掲げておく。

> 朕今万機ヲ親裁シ億兆ヲ綏撫ス，江戸ハ東国第一ノ大鎮四方輻湊ノ地，宜シク親臨以テ其政ヲ視ルヘシ，因テ自今江戸ヲ称シテ東京トセン，是朕ノ海内一家東西同視スル所以ナリ，衆庶此意ヲ体セヨ[47]

まず「万機親裁，億兆綏撫」という，天皇の大局的立場が宣言される。ついで江戸の地の重要である点が述べられる。そこに天皇が親臨し「政」＝統治するという。だから，江戸を東京とする，と述べるのである。この表現を正確に理解しなければ，この詔書のもつ意味も不明になる。よく江戸を東京と改称した，といわれるが，単に地名，名称を改めたと受取れるような改称という表現は適切ではない[48]。「称」には，「となう」「よぶ」という意味に加えて「ほめる」「ほめあげる」「あ（挙）ぐ」という意味がある。詔書に使われている「称」は，この両者の意味を加えて理解すべきなのである。

すなわち，江戸は天皇が親臨するきわめて重要な地であるから，江戸のランクをあげ（称）て，京都と同格の，東の京＝東京とするという意味にとるべきものなのである。このように解することによって，以下に続く「東西同視」という言葉が，抽象的でなく，具体性をもった表現として生きて来るのである。なお蛇足ながら，「海内一家東西同視」を，国威発揚と理解することは，この詔書に関しては間違いである。

くり返すが，かくて江戸は京都と同格の都＝東京となった。都であるとすれば，天皇が親臨してしかるべき場所である。同じ日，先にみた鎮将府と東京府が置かれることが発布された。鎮将府は，東国13カ国（駿，甲，豆，相，武，房，上総，下総，常，上野，下野，陸奥，出羽）を管轄し，諸侯に関わる事件まですべて委任され，大事件のみ奏聞するように定められていた。新

たな，独立した東国支配のための権力＝統治機関の設置であった。京都の権力機構との関係が微妙であるが，長官の鎮将三条実美が，政府の輔相であることは変りなく，上層部の人的交流もあるから，両組織の対立が顕在化しない限り，問題とはならないであろう。むしろ，鎮将府設置は，東京重視の表現の一つ，と考えるべきであろう。東の京すなわち第二の都にふさわしい権力機構を新設したのである。そこに天皇が親臨すべきなのである。

東京設置の詔によって，天皇の東幸は既定の事実となった。次の課題は，東幸の時期の決定であった。7月28日，木戸日記によれば「御東幸の事件を内密決定す」とある。翌29日に「御東幸に付，天下へ御布令の草按を認」めた。そして8月4日，遠からず東幸する旨布告された。しかしここまで来ていながら，なかなか東幸期日の正式発表とはならなかった。依然として慎重論があったためである。それらの論者は，松平慶永，中山忠能，大原重徳らである。その理由というのは，天皇の健康が心配であること，まだ戦乱は収まっておらず，如何なる変事が起るか予測出来ないこと，財政難の折に東幸には金がかかり過ぎること等々であった[49]。しかし彼らにとっても，東幸を急ぐべきでない，という意見で，東幸それ自体には反対していたわけではなかった。

8月13日，政府は東幸の経費を80万両と計算し，太政官札を東幸沿道の諸藩に貸与して流通を図り，正貨の欠乏を補うこととし，水口藩以下11藩に諭告した。ついで28日，政府は東幸期日を9月中旬と定め，東海道を通行する旨を布告した。ところが，8月19日榎本武揚らが品川沖から脱走するという思いがけない事件が勃発し，これが再び慎重論者達を刺激したため，またまた東幸期日の確定が難かしくなったのであった。そうした京都の情況が東京に伝えられる。東京では，一日も早い東幸を望んでいた。鎮将府判事江藤新平は「御幸御遅延を申上げ候は，乍恐雖如愛陛下，実は不愛なり，是事君以姑息なり……若し御幸永く御遅延被遊候事にも相及候はゞ，天下の事は去り可申」[50]と危機感をつのらせていた。また三条実美は次のように述べる。

……御東幸ニ付テハ，関東十三州之大名悉出府参観可仕様布告仕候間，此段言上仕置候，御著輦之上ハ御対面賜物等御沙汰ニテ，直様帰藩被仰付候様仕度，猶東京市中之処モ，実ニ此度之行幸古今未曽有之天恩ヲ拝シ奉リ候事故，府内一同ニ金子ヲ賜候様仕度存候，未タ十分王化ニ不服之黎民恩典ヲ不施ハ決而服帰不仕候間，是非御東幸之上大ニ恩典ヲ相布候様仕度存候，最早朝威ハ十分ニ相立候間，此上ハ恩恵ヲ施スニ無之テハ治平無覚束存候，是ニ付テモ会計之一件甚当惑仕候，御滞府ハ何日計之御内慮ニ候哉，尤御著輦之上御評議モ可有之トハ存候へ共，小生頃日倩相考候処，永世之基礎神州之根拠ハ必此地理可然ト存候間，政府ハ当地ニ御移シ，東西賓主之位ヲ被転候方御長策ト存候，乍併方今之形勢京摂之人心モ亦不可失，実ニ四海同視之御処置専要ト存候へハ，先此度之処ハ暫時御滞在ニテ

御西還被遊，来春陽温和之候ヲ以再御東幸，其時ハ屹度永世不抜之御基礎ヲ被立候様可然歟ト存候……（８月14日，岩倉具視宛[51]）

東幸が是非とも必要であること，東幸の際大名を面謁すべきこと，東京市民に金品を下賜すべきこと，等々を述べるが，最も注目すべきは，東京は永世の基礎，根拠となるべき地であるから，政府を東京に移し，東西＝京都と東京の「位」を転換すべきである，と主張しているところである。東京は第二の都ではなく，「政府」が「移」る地，すなわち首都であるべきである，と主張されていた。この時，すでに北越の戦局は長岡落城（７月29日）により終息し，奥羽地方も，政府軍の会津城下進攻（８月23日，会津藩籠城態勢に入る）直前で，政府軍は東北諸藩軍を圧倒し始めていた。東国経営の拠点から日本経営の首都の地へと，東京の条件は備わりつつあったのである。三条実美の構想によれば，首都東京の誕生は，来春（明治２年）の再東幸の時である。結果を先廻りして見れば，三条の見通しと構想は，驚くべき正確さであった，ということになる。

京都の態度をいぶかった三条は，大久保利通に西上を命じた。９月９日，大久保東京発，12日大坂着，13日伏見上陸，その足で太政官へ出席，「情実言上，御東行日限来ル二十日ト御治定」[52]となった。「愚痴の寄合ハ良薬もなく，大久保の一服にて瘍病漸ク直リ」[53]東幸が決定した，と大木喬任は後に回想した。大久保の威力もさることながら，東京側の強い要望と，くわしい東京方面の情況報告が，朝議を決した，というところであろう。

９月20日，天皇は京都を出発した。供奉する者3300人余。東海道沿道各地の高齢者，孝子，節婦を褒賞し，あるいは災害にあった者に金品が与えられ，その総計は１万１千余人，総額11300両余にのぼった。熱田では農民の稲刈りを見，菓子を与えた。大磯海岸では池曳網を見，漁民がタライに入れて差出した魚に喜んだ。つとめて民衆に接しようとする，そして慈愛深い存在であることをアピールしようとする天皇がそこにあった[54]。しかし，武功に対しての褒賞はいっさいなかった。親征行幸ではなく，親政東幸であることを，ここでも強調していたのである。

沿道の民衆は，この時はじめて伝説ではない，生きた天皇を確認した。東幸の行列に接することの出来なかった民衆は，相ついで発行される錦絵によって，天皇の存在とその行動を確認した。東幸を描いた華麗な錦絵は，フィクションもあり必ずしも実景を描写したものばかりではないが，しかし，東幸の行列は，恐らくそれまで史上最大のスケールと壮麗さを備えた大イベントであったことは疑う余地がなく，その意味でも，多くの民衆をひきつけ，天皇の存在と親政東幸は，日本全国に急速に広まって行ったのであった。10月13日，江戸城着。これを東京城と改めるとともに皇居とした。東京の民衆は，数日間仕事を休んで，下賜された酒を飲み，歌いかつ踊り狂って，天皇を熱狂して迎えた[55]。

10月13日，天皇到着の日，大久保利通は日記に「鳳輦二字御着輦，御行列壮麗，天威堂々，貴賤簞食壺漿，実千載一時之盛典感喜不可言，此時，奥羽平定官軍奏凱歌帰府数千，豈又偶然乎……」[56]と記す。この日，政府軍が東北から凱旋したのであった。大久保は「偶然」か，というが，偶然であるはづがない。天皇の東京着にあわせて凱旋した，たくみな演出である。すなわち天皇は，武力を背景に東京に乗り込んで来たものではなく，内乱を鎮定した新しい平和国家の元首であることをアピールして，新都東京に入ったのであった。

東幸はたしかに，新国家の元首であり，平和的な存在としての天皇を，効果的に広く浸透させた。その意味でも，親征から親政へとの方向転換は成功したといえよう。しかし東幸のもつ意味は，それにつきるものではない。かって日本を支配した敵＝徳川氏の居城に入ることによって，天皇は新しい権力者＝支配者であることを無言で宣言していた。そのことは，列強諸外国に対しても強く影響し，局外中立解除の要因となった。このことはとりもなおさず，蝦夷地の榎本軍に強烈な圧力をおよぼすことになるのである。そもそも東幸の発表それ自体，東北戦争終期の同盟列藩に強力なプレッシャーを与える効果があったのである。東幸は，こうした政治的，戦略的な面においても，大きな意味を持つものであったことは言うまでもない。

Ⅲ　東京奠都の実態

天皇は２カ月弱東京に滞在し，12月８日東京城を出，12月22日京都に戻った。ところで，11月24日の大久保利通の日記によれば，天皇がこのまま東京に滞在し続けるべきだという意見が多い中で，岩倉具視一人が反対している，という意味のことを述べている。

三条実美は滞在すべきであるという。その理由は，京都よりも今は東京を重視すべきである，という点にある。すなわち「国家之興廃ハ関東人心ノ向背ニアリ，今速還幸関東ノ人心ヲ失フ必然ナリ，関東ノ人心悦服シテ八州鎮定ナラハ，天下安泰」であるとし，王化の途上である関東の人心を，今失なうようなことをしてはならないと言う。そして「東京ノ盛衰ハ日本全国ノ盛衰興廃ニアリ，縦令京摂ヲ失トモ東京ヲ不失ハ，天下ヲ失フ事ナシ」[57]とまで云い切っていたのであった。

一方，岩倉具視の考えは次のようなものであった。孝明天皇の三周忌と皇后入内の儀式があるから，一度京都に還幸し「京摂之人心安堵」いたさせた上で，再度東京に臨幸すること。そして再幸の節「諸侯伯会同を以て大政之根軸」をたてる。また再幸の時は太政官も東京へ移す。なお還幸の前に，再幸する旨を発表し「御内儀向御造営」に取かかるよう仰出されたならば「東京之人心大に安堵」するであろう，というものであった[58]。

三条はすでに東幸前の８月中に「東西賓主之位」を転ずるべきであると，東京重視を主張していたが，ここでは明らかに東京中心主義すなわち東京を首都にと考えていることを明らかに

している。この点では岩倉も変らないといえよう。ただ，一度天皇は京都に還幸して京摂の人心を安心させるべきである，と述べているだけである。むしろ三条よりも，首都東京の構想とそれへの日程を具体的に考えていたともいえる。そして岩倉のプランは，以下のように実行されて行った。それはとりもなおさず，首都東京の誕生の過程であった。

10月18日，鎮将府が廃止された。それは「今般御東臨被為遊候付而者，万機宸断を以て被仰出候」[59]ゆえである。東国13カ国の政務委任が廃止され，太政官と鎮将府という，二重権力機構のごとき体制が，天皇の「万機宸断」のもとに一元化したのである。天皇親政が国家の基軸である以上，太政官は天皇の常住する場所に置かれるべきである。また行幸のつど，太政官を天皇とともに移動させることは，およそ不可能なことである。すなわち，鎮将府の廃止をふまえて，天皇の再幸とともに太政官を東京に移すとする岩倉の意見は，まぎれもなく，首都東京を構想するものであったといえよう。

11月27日，来月上旬の還幸と来春の再幸を発表。12月８日出輦。しかしその前日の７日，再幸のため，旧江戸城本丸に宮殿を造営する旨の布告が出された。岩倉のいう「御内儀向御造営」である。（なお，この宮殿新築計画は，結局実現しなかった。天皇の住居は西の丸となる）。12月６日，公議所を東京旧姫路藩邸に設置し，10日に，明年２月15日の開議の日まで，諸藩は公議人一人を差出すべき旨を布告した[60]。公議，公論をスローガンとする政府が，その公的議事機関を東京に設置するのである。

翌明治２年１月18日，国是大会議を開催するから，４月中旬までに藩主及び府県知事は京都ではなく東京に参集する旨を命じ，ついで１月24日，３月上旬に再幸する旨を発表した[61]。数日前の20日，薩長土肥４藩主による，かの版籍奉還の上表がなされていたが，木戸孝允においては，諸侯の東京会同と版籍奉還の日程もを，再幸と密接に結びつけて考えていた。「当春再御東幸，侯伯尽東京に会す，於于此此議（版籍奉還＝引用者）不相立ときは何か是あらん……御東幸之上は，数十の諸藩相応して此議に出，其実の日を逐ふて挙るの一策を廻らさんと思ふ」[62]（１月29日の条）と日記に記すように，諸侯の東京参集を機会に，版籍奉還を強く推進させることを策していた。新首都において，諸事改革の潮流にのせて，封建領主制の大変革をも実行に移そう，という目論見であった。

２月18日，再幸の期日を３月７日と布告，ついで24日，「御東幸御滞輦中，太政官東京へ御移ニ相成候」と，太政官の東京移転を布告した。「御滞輦中」とわざわざ期間をつけたのは，遷都反対論者を刺激させないためである。そして「諸願，伺等」は４月１日からは東京に差出すこと，及び京都には留守官を置くことを布告した[63]。あからさまに言えば，留守官の設置は，京都の公家と社寺対策（広くは，岩倉の言う「京摂之人心」への配慮ともいえる）である。

３月28日，天皇は東京に着いた。この日政府（行政官）は「東京城西ノ丸へ御駐輦，依テ皇城ト称ス」[64]と布告した。前年初度の東幸で東京着輦の際，江戸城を皇居とし東京城と改めた

のであったが，今回は東京城が皇城となった。皇居と皇城では大きく意味が異なる。皇居は天皇の居住する所という意味に限定される。一方皇城はこの場合，皇居プラス官衙（官庁）という意味になる。すなわち，東京城は天皇の住む所であると同時に，太政官の置かれる所であり，ゆえに皇城とする，という意味が込められていたのである。そして同時に，平安京の宮城（大内裏と官衙を容れる）と違うということを言外に主張していた。つまり，平安京以来の宮城＝京都御所ではなく，新しい首都に置かれた皇城である，ということを主張するものだったのである。これは静かに，しかも厳然となされた遷都宣言を意味していたのであった[65]。

おそらく圧倒的多数の人びとが，再幸が東京への遷都を実質的に意味していることに気づいたのではなかろうか。述るまでもなく，政府首脳部は，実質的な遷都であることを互に承知していた。しかし遷都については，ついに詔もなく一片の法令も発令されなかった。たとえば『維新史』（文部省版，附録ともに全6巻，昭和16年発行）は「東京奠都」と表現する。過去の遷都の例にならう限り，詔や法的根拠がない以上，遷都とは云えない，という立場である。奠都とは，首都をある地に定める，という意味で，都の移動ではないのである。ともあれ，なぜ政府は公式に遷都を宣告しなかったのであろうか。その理由を，私は以下のように考えてみたいと思っている。

(1)　京摂の人心への配慮。せまくは公家や社寺の反対論を封じるためであるが，広くは，幕府の倒壊後，急速に人も街も荒廃を現わした江戸＝東京や大坂と京都とを，同じ道を歩ませまいとする配慮である。岩倉具視は，京都と公家に特別な思い入れがあったから，岩倉の気持が尊重されたとも云えるかも知れない。1月24日に再幸を発表した時，政府＝京都府はわざわざ「告諭」を著わして動揺する京都市民を慰撫しようとしたが，再幸がいかに重要なものであるか，ということを延々と述べながら，遷都という事については完全に黙殺していた。

(2)　尊攘派や脱籍浮浪をめぐる問題。尊攘派は東幸に反対していたが，再幸に際しても「久留米と肥後大に関係之様子に而，浮浪を鼓動し則今攘夷之議を申立，迂活之ものは大に為其惑わされ候ものも不少，随而御発輦之事を疑惑を立，宮堂上等方へ迫り建言いたし，宮堂上方もまた為其に駆使せられ頻に奔走，一時其混雑不容易」[66]（木戸孝允書翰，明治2年3月10日）とあるように，尊攘派の不隠な動きがあり，それに一部の公家や脱籍浮浪が結びつく傾向があり，そうした反政府的分子をなるべく刺激しないようにとの考えがあったのではないか。

(3)　タイミングの問題。旧江戸城＝皇城内の太政官庁も天皇の住居（西の丸）も，当面はあくまでも仮のものであった。また3年12月14日に前田慶寧が，同月19日には大蔵省が，それぞれ太政官庁または「大政庁」を新築すべきであると建言した[67]。しかしこれらはいづれも実現しなかった。その理由の第1は財政難によるものである。しかし今ひとつの理由として，新宮殿と太政官庁＝大政庁を相互に位置づけたマスタープランが描けなかったことにもよるのではなかろうか。なぜなら，新宮殿と太政官庁は，国家の体制や政治機構と密接に関連するもので，

その限りで廃藩置県までは流動的ならざるを得なかったのである。推測にすぎないが，遷都を宣言するとすれば，その時期は新宮殿と大政庁の建設構想の発表と合わせる，ということも考えられる。まさに新首都の誕生にふさわしいイベントとなるであろう。しかし結局，青写真は作れなかった。そして遷都の宣言も，そのタイミングを失なったのではなかろうか。

(4) 「遷都」にはこだわらない。実態実質が問題なのだという思考。たとえば広沢真臣は次のように主張する。「御政府之御基本相立を主一に被為成，遷都之御発令は暫く御見合置被為在，追年一視同仁之御撫恤被為行渉，万民其所を得候上，弥遷都之御発令被為在度……」[68]。このように，遷都の発令を急ぐことはない，と明言していた。政治的リアリストらしい広沢の意見である。また山県有朋は「今東巡（再幸＝引用者）ノ義ハ……九重深宮ノ旧弊ヲ一洗セントスルニアリ」[69]と述べている。再幸すなわち実質的遷都は改革にあると，その本質を鋭どく指摘していた。遷都自体が目的なのではなく，改革の手段であったことはすでに述べて来たごとくである。また宮廷改革についても，すでに旧著等で触れたのでここでは省略する。

最後に改革の一つの例を述べて本稿を終ることにしたい。大久保利通は明治２年３月末に「朝廷因循不断よりして如此之大弊ニ陥リ候事ト愚考仕候，一事を以申候得ハ，悪人を退け候事も，人気を損するを恐れ曖昧として婆心を垂れ退斥すること不能，或ハ議参之要路トいえとも，情合ヲ以是を用ひ，近来議定之人員十七八人ニ及ト承リ，愕然たる次第ニ御坐候，有志之所視ハ人材撰挙を以第一ト仕……」[70]と，情実による冗官過多の弊をなげいて，それをもたらした朝廷の因循ひいては政府の改革の必要を述べていた。周知のごとく，この大久保の主張は，５月13・14日の官吏公選となって実現した。その結果は，諸侯と公卿の後退であった。「朝廷の因循」はここでも打ち破られた。官吏公選は新しい首都での新しい政治を，という強い潮流に乗ることによって，はじめて実行が可能となったと見ることが出来ないだろうか。これも実質的遷都の成果の一つであったと思う。

明治２年10月５日，皇后は京都を発し東京へ向った。これより先政府は，明３年春には再び京都に還幸し，大嘗会も京都で挙行する旨を述べ，かつ遷都ではないことを強調して，不安を示す京都の市民の慰撫につとめた。しかし政府は，３年３月14日，京都還幸の延期を留守官に命じて京都市民に諭告した。翌４年３月25日，政府は大嘗会を東京で行うことを布告し[71]，11月17日，大嘗祭を東京で挙行し，京都市民との約束は反古となったのであった。この間，４年８月23日には，京都の留守官も廃止となり[72]，９月14日には，天皇が詔して，神殿を東京の禁苑に創建し，神器と皇霊を奉安するとした。こうして，東京は新しい首都であり，都となった。明治５年５月，天皇は西国巡幸に出発したが，京都へは還幸とはいわず，京都行幸といった。京都はついに都の位置を東京にゆずることとなった。遷都の発令はなかった。しかし実質的な遷都であり，そのことを適切に表現するとすれば，やはり〈奠都〉というべきであると思う。

1）『平野国臣伝記及遺稿』46ページ。
2）『真木和泉守遺文』23ページ。
3）『大久保利通関係文書』一，62ページ。
4）『大久保利通文書』第二，191ページ以下。
5）「夢平関話」で吉田東伍が建白書の日付を3月10日としたのは，恐らく吉田自身の間違いか，読売新聞の誤植である。前島自身で「自叙伝」を編んだ時，そのことに気づいたのであろう。なお小生の旧著『志士と官僚』（ミネルヴァ書房，1984年）26ページで，3月末と記したのは，充分な検討をしなかったためで，誤りである。
　パークスとアーネスト・サトウの動きについては，坂田精一訳『一外交官の見た明治維新』（岩波文庫）下，195ページによる。
6）『東京市史稿』皇城篇第四，49ページ。
7）同上，51ページ。なおこの建白の草稿の写真版が同書に収録されている。
8）岡部精一著『東京奠都の真相』（仁友社，1917年）122ページ。
9）『大久保利通日記』（史籍協会本）上，433ページ。
10）高埜利彦「江戸幕府の朝廷支配」（『日本史研究』319号，1989年）。
11）『大久保利通日記』上，437ページ。
12）『伊達宗城在京日記』（史籍協会本），686ページ。
13）『改訂肥後藩国事史料』巻八，31ページ。
14）『大久保利通日記』上，438ページ。
15）註13と同じ。久我が細川家に使いを出したことが記されている。
16）註12と同じ。693ページ。
17）『東京奠都の真相』79ページ。
18）『嵯峨実愛日記』二，224ページ。『戊辰日記』129ページ。いづれも史籍協会本。
19）『大久保利通文書』第二，201ページ。
20）『復古記』第2冊，512ページ。
21）『復古記』第1冊，796ページ。
22）『中山忠能履歴史料』（史籍協会本）九，228ページ。
23）『東京奠都の真相』84ページ。
24）註16と同じ。
25）『大久保利通文書』第二，227～230ページ。
26）原口清「明治太政官制成立の政治的背景」（『名城商学』38の1，1988年）
27）傍点は引用者がつけた。以下同じ。太政官代については，原口清が，太政官代とは，明治2年7月の職員令による古代令制太政官再興までの暫定的な官庁（国家機関＝議事院）である，と明解に説明している（前出論文）。私も氏の説に賛成である。従って毛利敏彦のごとく「太政官代とは太政官の代用庁舎（仮庁舎）にほかならない」（「太政官代について」『統合と抵抗の政治学』有斐閣，1985年）とする説は採らない。太政官と太政官代とは区別して考えなければならない。最初九条邸に，そして二条城から大阪行幸中の本願寺別院，さらに還幸してから，「玉座」を一時二条城に移した際，太政官代は「禁中」へ移す（『戊辰日記』364ページ）等の，太政官代の度重なる移転は，太政官あるいは太政官の代用庁舎を移したのではなく，太政官に代るものとしての議事機関＝議事院を移したことを意味するものであったと理解すべきである。
　また下山三郎は「岩倉が……大坂親征によって事実上の遷都をおこなおうとする意図のあったことは，二月二十六日の親征期日布告のさいに，大坂行在中太政官代を大坂におくとしたことからも

うかがえる」（『近代天皇制研究序説』岩波書店，80ページ）と述べるが，これは太政官と太政官代とを同じものと考えた結果による。大久保の大阪遷都論が否定されてから一カ月しかたっていないのに，「事実上」の大阪遷都が可能になることはとうてい無理というものであろう。

28）『大久保利通日記』上巻，452ページ。

29）『木戸孝允日記』一，7ページ。

30）『岩倉公実記』（岩倉公旧蹟保存会版）中巻，415ページ。

31）『復古記』第四冊，680ページ。原口清は前出論文で，これを「天皇親政主義の出発を告げる明白な文書である」と説明している。

32）五カ条の誓文と同時に出された宸翰で，天皇ら自ら「朕幼弱を以て猝に大統を紹ぎ，爾来何を以て万国に対立し，列祖ニ事へ奉らんやと，朝夕恐懼に堪ざる也」（『維新史』文部省版，第五巻，392ページ）と「幼弱」であること，従って群臣の協力が必要であることを述べなければならなかったが，この親政宣言が「幼年」を主張する最後のものとなる。なお「幼若」「幼年」の天皇については，飛鳥井雅道著『明治大帝』（筑摩書房，1989年）を参照。

33）この制度改革の内容については，大久保利通の起草した意見書とほぼ内容が一致する（『大久保利通文書』第二，286ページ）。

34）原口清著『戊辰戦争』（塙書房，1963年）203ページ。

35）『復古記』第四冊，280ページ。

36）『大久保利通文書』第二，274ページ。

37）『復古記』第四冊，283ページ。

38）『岩倉公実記』中巻，430ページ。

39）『明治天皇紀』第一，722ページ。

40）原口清著『明治前期地方政治史研究』（塙書房，1972年）上，140ページ。

41）『木戸孝允文書』三，84ページ。

42）『岩倉公実記』中巻，506ページ。

43）『木戸孝允日記』一，61ページ。

44）『松菊木戸公伝』上巻，1029ページ。

45）『大久保利通日記』上巻，471ページ。

46）『戊辰日記』533ページ。

47）『明治天皇紀」第一，769ページ。

48）たとえば，毛利敏彦著『江藤新平』（中公新書，1987年）は33ページで「（江藤新平の）江戸を東京と改称して天皇を迎え，新政府東方経営の拠点にせよとの提言は，東京遷都論の先駆をなすものであり……」と述べるが，この理解では，江藤を十分にほめあげたことにはならないのではなかろうか。なお原口清は，前出『明治前期地方政治史研究』において，「東京化」と表現しているが，この方が事実の正確な理解にもとづいた表現である。

49）東幸反対論についての詳細は紙幅の都合もあって省略する。下山三郎の前出『近代天皇制研究序説』127ページ以下，及び原口清の前出『明治前期地方政治史研究』上150ページ以下に，東幸反対や阻止要因についての詳しい論究がある。

50）岡部精一著『東京奠都の真相』171ページ。

51）『岩倉公実記』中巻，567ページ。

52）『大久保利通日記』上巻，483ページ。

53）『東京市史稿』皇城編第四，54ページ。

54）『明治天皇紀』第一。『明治文化全集』皇室編 第十七巻。

55）佐々木克著『志士と官僚』（ミネルヴァ書房，1984年）2ページ以下。
56）『大久保利通日記』上巻，487ページ。
57）『三条実美公年譜』（宗高書房，1969年）646ページ。
58）『岩倉具視関係文書』第四，188ページ。
59）『法令全書』。
60）同上。
61）『明治天皇紀』第二，17，28ページ。
62）『木戸孝允日記』一，184ページ。
63）『法令全書』。
64）『東京市史稿』皇城編第四，232ページ。
65）宮城と皇城の違いについては『東京市史稿』皇城編第四，232，233ページ参照。
66）『木戸孝允文書』三，279ページ。
67）『明治天皇紀』第二，371，373ページ。
68）『広沢真臣日記』460ページ。
69）岡部精一前出書，230ページ。
70）『大久保利通文書』第三，135ページ。
71）旧著『志士と官僚』49ページで，大嘗会を東京で行う旨の発表を，明治3年3月25日にしたごとく書いているが，これは「明治四年三月」の六字が脱落したためである。校正ミスであるが，ここでおわびとともに訂正しておきたい。
72）高木博志「東京奠都と留守官」（『日本史研究』296号，1987年）は，留守官についての唯一の研究である。ここで高木は，留守官の廃止に先行する明治3年12月22日の，留守官を留守宮内省に合併するという布告が，維新政府が東京「奠都」から東京「遷都」へと，政策を転換させたことを表明したものであると評価している。